基本財産の増加について

１　基本財産の追加の概要

（１）対象となるケース

下記の例に掲げるように、基本財産の既存部分には変動が生じない単純な増加の場合については、認可申請ではなく、届出となります。

【基本財産の追加の例】

① 現金の増加

② 土地の追加取得

③ 建物の新築及び既存建物の一部取壊しを伴わない増築

（２）対象とならないケース

基本財産が建物の場合だと、登記を伴わない建物附属設備（スプリンクラー、エレベーター、冷暖房設備等）の整備等、建物面積に増加が生じなければ届出の必要はありません。

基本財産の追加に該当するかどうかが不明の場合は、神戸市監査指導部に相談してください。

２　届出の時期　不動産登記後速やかに

基本財産を増やした場合は、遅滞なく会計処理を行うとともに、不動産については不動産登記後速やかに届出書類を提出してください。

３　届出書類

　届出書類については、文書番号１「届出書類目録」の記載のとおりです。ただし事案によっては、神戸市から当目録に掲載していない資料を求める場合があります。

　書類提出の際は、Eメール（データ提出）を活用してください。Eメールによる提出が難しい場合は、神戸市監査指導部と相談してください。

４　提出先

福祉局監査指導部（法人監査指導担当）

・電話番号：078-322-6241

・ファックス番号：078-322-5771

・メールアドレス：kansashidou@city.kobe.lg.jp

文書番号１

届出書類目録

社会福祉法人　○○○○会

|  |  |
| --- | --- |
| 文書番号 | 申請書類 |
| １ | 届出書類目録 |
| ２ | 社会福祉法人定款変更届出書 |
| ３ | 評議員会議事録及び議案資料（写）  ・議案資料については、定款変更に係るページのみを添付すること。  ・評議員会を決議により行った場合は、評議員全員の同意書を添付すること。 |
| ４ | 変更後の定款案 |
| ５ | 不動産登記簿謄本　　直近で取得したもの、写しでも可 |

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名、職名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

様式１

（表面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 社会福祉法人定款変更届出書 | | | | |
| 申  請  者 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 | | |
| ふりがな  名称 | ○○ふくしかい  社会福祉法人　〇〇福祉会 | | |
| 理事長の氏名 | 〇〇　〇〇 | | |
| 届出年月日 | | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | | 理由 |
| 変更前の条文 | | 変更後の条文 |
| 第一条から第○条まで　略  （資産の区分）  第△条　略  ２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。  （１）兵庫県神戸市○○区○○町○丁目○番所在の○○　一棟（○○平方メートル）  以下、略 | | （２）兵庫県○○市○丁目○番所在の○○　一棟（○○平方メートル）  （３）兵庫県○○市○丁目○番所在の○○　敷地（○○平方メートル）  以下、略 | 基本財産の追加 |

（裏面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  |  |  |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

３　この届出書には、社会福祉法施行規則第３条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。

**（根拠規定）**

**社会福祉法（抜粋）**

第45条の36　定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

２　定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３　第32条の規定は、前項の認可について準用する。

４　社会福祉法人は、第２項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

**社会福祉法施行規則（抜粋）**

（定款変更の届出）

第４条　法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（１）法第31条第１項第４号に掲げる事項

（２）法第31条第１項第９号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）

（３）法第31条第１項第15号に掲げる事項

２　前条第１項の規定は、法第45条の36第４項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第１項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

**社会福祉法人の認可について：局長通知**

**別紙１　社会福祉法人審査基準**

２ 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

（１） 基本財産

ア　基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ　社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ　社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として１億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ　母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年９月８日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ　共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年８月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ　介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年５月８日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ　社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク　イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

３ 資産の管理

（１）基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

①価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）

②客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）

③減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）

④回収が困難になるおそれのある方法（融資）

（３）法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

**社会福祉法人の認可について：課長通知**

**社会福祉法人審査要領**

第２ 法人の資産

（１）法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。

ア　書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。

イ　寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

（２）独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も（１）と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。

（４）「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

（６）社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。

（７）不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

（８）法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

ア　基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ　基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

（９）基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。

（10）（８）の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、２分の１を超えてはならない。

（11）（８）の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の２０％以上を保有している場合に限る。）については、法第５９条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。

ア　名称

イ　事務所の所在地

ウ　資本金等

エ　事業内容

オ　役員の数及び代表者の氏名

カ　従業員の数

キ　当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合

ク　保有する理由

ケ　当該株式等の入手日

コ　当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）